

岩手県告示第 847 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 8 月 15 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 大更好摩線
- 2 供用開始の区間 八幡平市大更第 26 地割 116 番 3 地先から第 20 地割 85 番 9 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 18 年 8 月 15 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
 - (2) 期間 平成 18 年 8 月 15 日から同年 9 月 15 日まで